



平成 28 年 6 月 7 日  
市長定例会見(経済観光文化局)

## 福岡市スタートアップパッケージ 外国人創業者向け補助制度スタートについて

福岡市では、海外から多くのチャレンジ人材が集まるグローバル創業都市・福岡の実現を図るため、外国人の創業を促進しております。

この度、スタートアップビザや雇用労働相談センターなどの福岡市スタートアップパッケージの一環として、福岡市にとって魅力ある事業の支援を目的とし、優秀なビジネスプランを持った外国人が福岡市内で創業するときの住居及び事業所の賃料を補助するための制度を創設いたしました。

この補助金により、スタートアップビザ等を活用し、福岡市において初めて創業する外国人を支援し、外国人創業者の一層の関心喚起と創業の後押しを進めてまいります。

本日より公募を開始しますので、周知ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### 【補助金の概要】

補助対象経費：創業に必要となる住居及び事業所の賃料（共益費、管理費を含む）（※1）

	住居	事業所
補助対象施設	民間の賃貸物件	インキュベート施設やオフィス等の 民間の賃貸物件
補助上限額	70,000円/月	50,000円/月
補助率	1カ月の賃料の50%以内	
補助対象期間	補助開始日から1年間	
補助対象者	福岡市で初めて2016年1月1日以降に創業する外国人(※2)	

※1 敷金、礼金、仲介手数料、保険料、保証料等の初期費用、消費税相当額、駐車場の賃料は対象外

※2 その他、「経営・管理」の在留資格（申請時はスタートアップビザも可）を有する等の要件を満たすこと。

【公募方法】市のHP（日・英）やスタートアップカフェ等において案内  
（募集要項・申請様式は市のHPに掲載）

■公募期間：平成28年6月7日～8月31日

■採択決定：審査（9月頃）、補助対象者の決定（10月頃）

【別紙】募集要項、福岡市スタートアップパッケージの概要

【このリリースに関するお問い合わせ先】

福岡市 経済観光文化局 創業・大学連携課 担当 富田, 平原 092-711-4342 (内線 2526)

スタートアップ賃料補助 募集要項 (2016 年度)  
(外国人創業環境形成事業補助金)

1 目的及び概要

海外から多くのチャレンジ人材が集まるグローバル創業都市・福岡の実現を図るため、外国人の創業を促進し、福岡市にとって魅力ある事業の支援を目的として、外国人が福岡市内で創業するときの住居及び事業所の賃料の一部を補助します。

2 補助対象者

福岡市において初めて 2016 年 1 月 1 日以降に創業（創業予定者を含む）し、以下の要件を全て満たした外国人を対象とします。

- (1) 「経営・管理」の在留資格（スタートアップビザの取得者も事業認定の申請はできますが、補助金申請時は在留資格の更新が必要）を取得していること
- (2) 福岡市で長期間事業を継続する意思があること
- (3) 福岡市に居住すること
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと

3 補助対象事業

以下の産業にあてはまる事業を創業し、福岡市産業の国際競争力強化や雇用の拡大を図ることができる等、優れた事業と認定された場合に補助金の対象となります。

- (1) 知識創造型産業（半導体関連、ソフトウェア開発、コンテンツ制作、ロボット関連など）
- (2) 健康・医療・福祉関連産業（創薬ベンチャー、医療技術開発、再生医療、福祉用機器開発など）
- (3) 環境・エネルギー関連産業（クリーンエネルギー開発、次世代蓄電技術、地球情報システムなど）
- (4) 物流関連業（グローバル SCM サービス、3PL サービス、国際宅配、ドローン物流開発など）
- (5) 貿易関連業（市内産品の海外販路開拓に資する事業、博多港・福岡空港の機能を活用する事業など）

4 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、以下の全ての条件を満たした創業するために必要となる住居及び事業所の賃料（共益費、管理費を含む）とします。

- 条件 ①証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費  
②事業認定申請後、創業及び賃貸借契約を全て行った日以降の経費

## 5 補助対象施設、補助金の額等

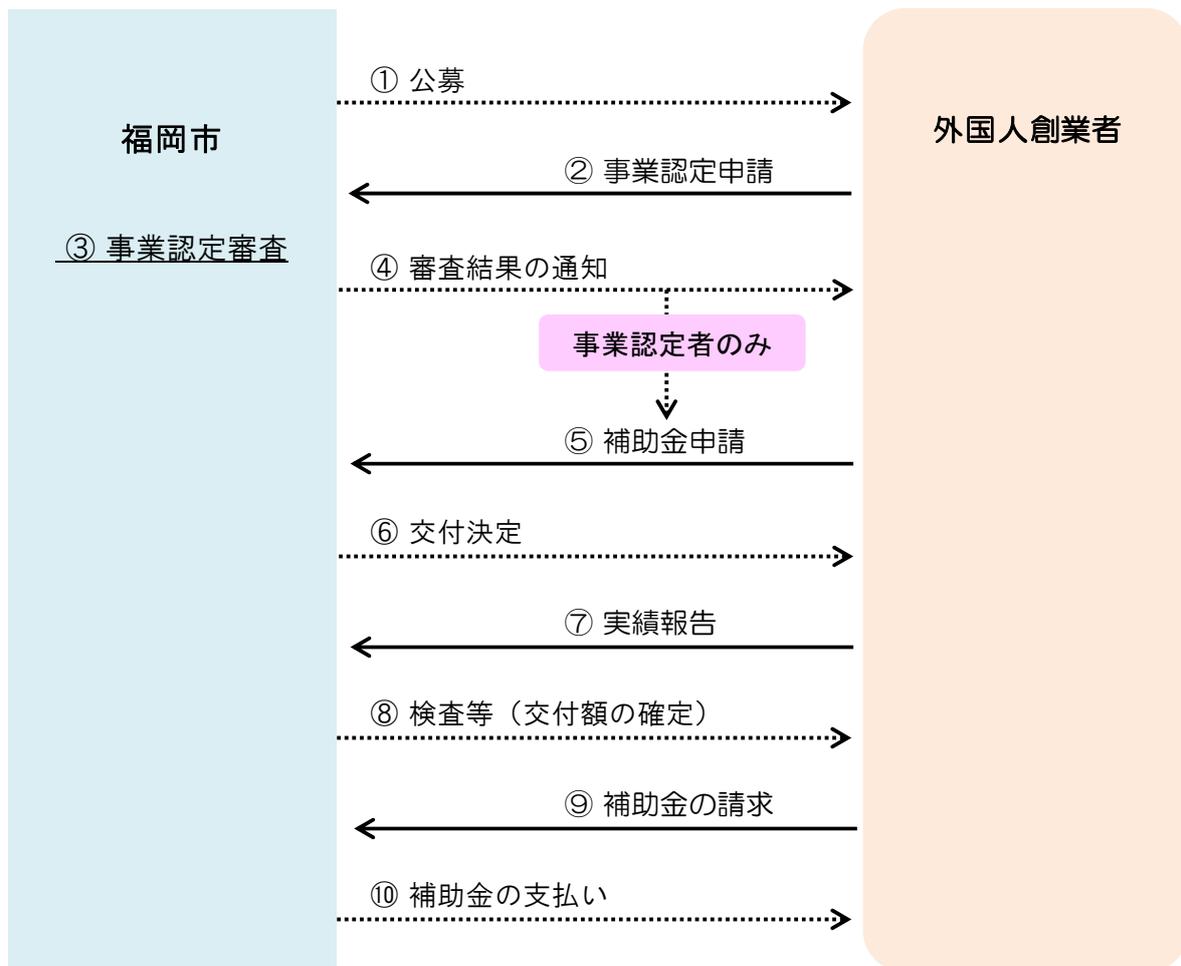
補助対象となる住居及び事業所、補助金の額等は以下の表のとおりとなります。  
 (敷金、礼金、仲介手数料、保険料、保証料等の初期費用、消費税相当額、駐車場の賃料は対象外です)

	住居	事業所
補助対象施設	民間の賃貸物件	インキュベート施設やオフィス等の民間の賃貸物件
補助上限額	70,000円/月	50,000円/月
補助率	1カ月の賃料の50%以内	
補助対象期間	補助開始日(※1)から1年間	

(※1)補助開始日は事業認定申請後、創業及び賃貸借契約を全て行った日です。

\*住居兼事業所も補助対象となります。その場合の補助上限額は、住居及び事業所の補助上限額の合計額となります。

## 6 事業のスキーム



※⑤補助金申請は、審査により事業認定を受けた申請者のみ手続きできます。  
 補助申請期限は、2017年1月末となります。

## 7 募集件数

5 件程度

## 8 選考について

有識者等によって構成された審査会において、事業計画書等を書類審査し、審査結果を踏まえて事業の認定を行い、補助対象者を決定します。

## 9 提出書類

提出書類は以下のとおりとし、日本語で記入してください。

- (1) 創業事業認定申請書（様式第1号）
- (2) 在留カード（「経営・管理」の在留資格。＊スタートアップビザを含む）
- (3) 事業計画書（様式第1号の2）
- (4) 申請者の履歴書（様式第1号の3）
- (5) その他必要と認められる書類（追加で必要とする資料を含む）

※提出書類は返却しません。なお、提出書類は本補助金審査以外の目的には使用致しません。

## 10 提出期限及び提出先

### (1) 提出期限・提出方法

2016年8月31日（水）＜17時必着＞までに、下記の場所へ提出してください。

### (2) 提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 14階  
福岡市 経済観光文化局 創業・大学連携課  
担当：高増，平原 TEL：092-711-4455

## 11 スケジュール

～2016年8月31日まで	②事業認定申請
2016年9月頃	③事業計画等の認定審査
2016年10月頃～	④審査結果の通知，⑤補助金申請（1回目）開始
～2017年1月頃	⑤補助金申請（1回目）締め切り
2017年2月頃	⑥交付決定（1回目）
2017年4月頃	⑦実績報告，⑧検査等（1回目），
2017年5月頃	⑨補助金の請求，⑩補助金の支払い（1回目）
～	⑤補助金申請（2回目），⑥交付決定（2回目）
2017年9月～10月頃	⑦実績確認，⑧検査等（2回目）
2017年11月頃	⑨補助金の請求，⑩補助金の支払い（2回目）

## 12 住居及び事業所探しについて

外国人創業者が住居や事業所を借りやすいようにサポート機能等を備えた不動産業者や市営のインキュベート施設をご案内します。

## 13 留意事項

- (1) 各申請にかかる費用は、すべて申請者が負担するものとします。
- (2) 審査結果に関する質問は一切受け付けません。
- (3) 補助金を申請するためには、まず事業認定を受けなければなりません。事業認定を受けて初めて補助金申請が出来ますが、申請書類等については、事業認定を受けた申請者のみに送付します。
- (4) 補助対象期間が年度を超える場合の補助金申請手続きについては、年度ごとに行わなければなりません。(申請手続きを2回行う)
- (5) 補助金申請期限は、2017年1月末です。
- (6) 条件を満たさない補助金申請を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、または必要な手続きを行わない場合は、事業認定を受けた後であっても失格とすることがあります。
- (7) 事業認定を受けた場合であっても、予算の都合等により申請金額が減額されることがあります。
- (8) 補助金の支払については、事業の報告を市が受け付けた後、事業の実績や支出内容等を証拠書類等により確認できた後となります。

### **問い合わせ先**

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 14階  
福岡市 経済観光文化局 創業・大学連携課  
担当：高増，平原  
TEL：092-711-4455  
TEL：092-687-4503（外国語専用）  
MAIL：sogyodaigaku.EPB@city.fukuoka.lg.jp

## その他の支援

### 資金調達

#### • スタートアップ資金

福岡市で新たに事業を開始される方、開業後2年以内の方は融資を申請することができます。

※要審査

融資限度額	金利	保証料率
2,500万円	1.3%	不要

#### • ステップアップ補助金

福岡市が開催するビジネスプランコンテストの優秀者は、助成を受けることができます。

最優秀賞	優秀賞	奨励賞
100万円	70万円	10万円

#### • 立地交付金

一定の要件を満たす創業5年以内のスタートアップ企業は、オフィスの賃料や雇用数に応じた助成を受けることができます。

詳しくは [福岡市 立地交付金](#) [検索](#)

#### • ベンチャーキャピタルとのマッチング

福岡市が開催する国内外のベンチャー・キャピタルとの相談会に参加することができ、投資の機会を得ることができます。

### 販路・ネットワーク拡大

#### • フクオカ・スタートアップ・セレクション

既存企業とスタートアップ企業のマッチングイベントに参加することができ、商談の機会を得ることができます。

#### • 福岡市トライアル優良商品認定事業

自社で開発した新しい商品・サービスを福岡市から認定されることで、カタログの作成や展示会への出展など、PRの支援を受けることができます。

また、福岡市からの依頼に応じて、競争入札制度によらない契約を締結することができます。

### お問い合わせ

福岡市経済観光文化局創業・大学連携課  
(福岡市中央区天神 1-8-1-14F)

Tel : 092-687-4503 (外国語専用)

Tel : 092-711-4455

Mail : sogyodaigaku.EPB@city.fukuoka.lg.jp

STARTUP  
FUKUOKA CITY

JAPAN, FUKUOKA  
**STARTUP  
PACKAGE**  
for Foreign Entrepreneurs

福岡市は日本で最もスタートアップが盛んで、国家戦略特区に選定された特別な都市です。また、国家戦略特区で、雇用・在留資格・法人税などの規制緩和が実現し、起業しやすい環境が整っています。起業家の皆さんが、スムーズに起業でき、大きく成長できるように福岡市は全面的に支援します。

## スタートアップビザ

日本で創業を志す外国人に必要な在留資格（経営・管理）の申請時の要件が緩和されました。スタートアップビザを利用すれば、下記のように要件を整えていなくても、半年間の在留資格が認められ、福岡市で創業活動が可能になります。日本の市場や文化、風土に触れながら創業活動ができるため、日本に適したビジネスプランを作ることができ、リスク軽減にもつながります。



詳しくは [スタートアップビザ](#) [検索](#)

## 住居・事務所の賃料補助

有望なビジネスプランを持つ外国人起業家は、福岡市内の「住居」と「事業所」の賃料の補助を受けることができます。また、「住居」や「事業所」の斡旋を受けることができます。

### 補助内容

	補助率・月額	対象施設	補助期間
住居	50%以内（上限7万円）	民間の賃貸住宅	1年間
事業所	50%以内（上限5万円）	民間のインキュベート施設及び賃貸オフィス	1年間

### 募集期間等

募集期間	2016年6月～8月	
募集件数	5件程度	詳しい内容は下記のメールアドレスまで sogyodaigaku.EPB@city.fukuoka.lg.jp

## ビジネス相談

福岡市が運営する「STARTUP CAFE」では、ベンチャー・キャピタルのコンサルタントなどから、起業に関する相談をはじめ、人材やビジネスのマッチングなどの支援を受けることができます。また、弁護士や税理士、政府系金融機関などの専門家から、会社設立手続きや資金調達に関するアドバイスを受けることができます。さらに、併設している福岡市雇用労働相談センターでは、弁護士に雇用ルールに関する相談を受けることができます。

### 主な支援メニュー

- 事業化に向けたブラッシュアップ
- 弁護士や税理士、行政書士などの無料相談
- オフィスや住居の事業者紹介
- 人材やビジネスのマッチング
- クラウドサービスなどの無料クーポン配布



**STARTUP CAFE**

Tel 080-3940-9455

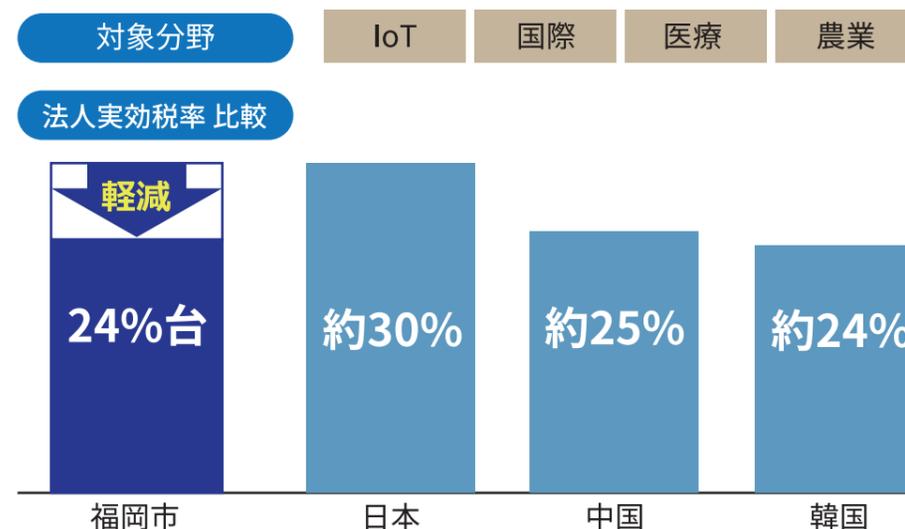
福岡市中央区今泉 1-20-17  
TSUTAYA BOOKSTORE TENJIN 3F  
営業時間 10:00～22:00（受付は21時まで）  
Mail fukuoka@startupcafe.jp

詳しくは

[スタートアップカフェ](#) [検索](#)

## スタートアップ法人減税（国税）

国家戦略特区（福岡市）において、革新的なビジネスにチャレンジする創業者が対象です。会社設立後5年間は、課税所得の金額の20%が控除されます。



※関係法の成立・施行後に利用できます。

詳しくは [スタートアップ法人減税](#) [検索](#)